

## 相模原市農業委員会第30回会議議事録

開 会 日 時 令和6年8月30日 午後1時40分

閉 会 日 時 令和6年8月30日 午後2時35分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 ( 印 )

	青 木 齊		志 村 佳 男	15	八 木 拓 美
	齋 藤 憲 一		阿 部 健		菱 山 喜 章
	加 藤 正 博		高 橋 三 行		藤 村 達 人
	渋谷 久 夫		齋 藤 孝 之		天 野 明
	齊 藤 嘉 之		山 口 幸 男		加 藤 通 一
	大 塚 優 子		大 谷 健 一		
	小 林 康 史		西 東 邦 雄		

出席委員 18名

欠席委員 1名(15番八木拓美委員)

傍聴人 0名

事 務 局 前田康行 伊藤和彦 濱端雄高 武信秀直

議事録署名人 議 長

議席 3番

議席 16番

## 会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第13回農政運営委員会報告
3	議案第27号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第28号	農地法第5条の規定による許可申請について
5	議案第29号	農用地利用集積計画の決定について
6	議案第30号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第31号	「相模原市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」(案)の意見照会に対する回答について
8	報告第29号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
9	報告第30号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
10	報告第31号	農地所有適格法人の報告について
11	報告第32号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
12	報告第33号	非農地証明書の発行について
13	報告第34号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
14	報告第35号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
15	報告第36号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のおり

## 議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第30回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、15番八木拓美委員より欠席の旨通告がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、3番加藤正博委員、16番菱山喜章委員を御指名いたします。よろしく申し上げます。

傍聴の希望はございませんので、このまま進めていきます。

## 日程1 会務報告

### 議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告いたさせます。

### 事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、会務報告をさせていただきます。

令和6年7月31日から令和6年8月29日までの主な会務につきまして、御報告いたします。

資料を御覧いただきまして、まず、1の会議でございます。

初めに、県関係です。

8月21日、知事との意見交換会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する意見についてでございます。

同日、その後、引き続きまして、同じく意見、要請活動が行われまして、阿部会長が出席しております。内容については、副知事や副議長への意見要請でございます。

同日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、報告7件となっております。

同日、農業委員会活動推進大会運営委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、大会の運営についてほかでございます。

続きまして、市関係でございます。

7月31日、農業委員会第29回総会を行いまして、農業委員18名の方に出席いただきました。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

8月1日、津久井管内の関係機関との情報交換会が行われまして、農業委員4名が出席しております。内容については、関係機関との情報交換ほかでございます。

8月2日、令和6年度相模原市米軍基地返還促進等市民協議会理事会が開催されまして、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、本年度の要請についてほかでございます。

8月6日、本庁管内の関係機関との情報交換会が行われまして、農業委員4名が出席しております。内容については、関係機関との情報交換ほかでございます。

8月7日、農地利用最適化推進委員本庁地区個別報告会が開催されまして、農地利用最適化推進委員7名が出席しております。

8月8日には津久井地区個別報告会が開催されまして、農地利用最適化推進委員7名が出席しております。いずれの会議につきましても、内容は7月の活動報告についてほかでございます。

裏面を御覧いただきたいと思います。

8月22日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容については、総会提出案件ほかでございます。

8月23日、第13回農政運営委員会を行いまして、農政運営委員10名が出席しております。内容につきましては、「令和7年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見」(案)についてほかでございます。

私からは以上です。

**議長(阿部会長)**

ただいまの会務報告について、何か御発言がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長(阿部会長)**

それでは、以上で会務報告を終わります。

## 日程2 第13回農政運営委員会報告

### 議長（阿部会長）

続いて、日程2「第13回農政運営委員会報告」をいたします。

高橋委員長から報告をお願いいたします。

### 委員長（高橋委員）

それでは、8月23日に開催されました第13回農政運営委員会の結果について報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中での主な意見ですが、議題(1)令和6年度関係機関との情報交換会の報告について、学校給食の登録農家を増やすためには、給食用の農作物を一時的に保管できる施設があるとよい。また、来年度から多くの農業者が学校給食を活用できるような体制づくりをしてほしいなどの意見がありました。

議題(2)「令和7年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見」(案)については、大日野原圃場の農道における危険箇所の整備が本年度で完了するため、令和7年度への市への意見から削除することとなりました。また、新規参入の促進について、「市ホームページ等を充実させる」という文言に修正することになりました。

以上で、第13回農政運営委員会の結果報告を終わります。

### 議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、以上で第13回農政運営委員会報告を終わります。

### 日程3 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

**議長（阿部会長）**

続いて、日程3議案第27号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤所長）**

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1012は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和6年8月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-1012は、権利設定者の東海旅客鉄道株式会社が地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定する申請になります。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は緑区青山の畑、1筆、27㎡です。地下トンネル建設に伴う区分地上権の説明については、先月審議された議案と同じですので、省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第27号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって、日程3議案第27号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程4 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第28号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-4及び5-1028から5-1040は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和6年8月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号5-4は、譲受人の金子建設株式会社が、譲渡人が所有する上溝の農地、2筆、786㎡の所有権移転を受け、貸資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、不動産業を営んでおり、申請地に隣接する運送会社の荷物積替え保管場所として新たに貸資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、西側及び南側に矢板土留めを設置し、北側及び東側は既設波板鋼板を利用する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は老人保健施設清泉の里の西約200mです。

本庁分は以上です。

### 事務局（伊藤所長）

続きまして、收受番号5-1028は、借受人の株式会社北相模環境管理開発が、貸出人が所有する緑区日連の農地、2筆、510㎡に賃借権を設定し、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、借受人は産業廃棄物収集運搬業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに従業員駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存石積み擁壁高さ1.5mを使用するとともに、安全対策として単管パイプ柵高さ1mを設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立藤野小学校の南西約800mです。

続きまして、收受番号5-1029は、譲受人の株式会社八タノ工務店が、譲渡人が所有する緑区青山の農地、6筆、2,811㎡の所有権移転を受け、資材置場及び作業場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は建設業を営んでおり、事業拡大により、資材置場及び作業場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック3段、L型擁壁高さ1mから2.5m及び鋼板高さ2mを設

置し、敷地内はアスファルト舗装及び鉄板敷きとし、雨水については、周囲に設ける緑地帯により敷地内浸透する計画です。申請地は市立串川保育園の北西約80mです。

続きまして、收受番号5-1030は、譲受人の株式会社完山金属が、譲渡人が所有する緑区川尻の農地、1筆、1,186㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は産業廃棄物処理業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに事業用車両の駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、東側は隣地境界より2m、北側は境川から10m、それぞれ後退して万能鋼板高さ2mを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立広田小学校の北西約840mです。

続きまして、收受番号5-1031は、譲受人の株式会社NAKATANIが、譲渡人が所有する緑区寸沢嵐の農地、1筆、753㎡の所有権移転を受け、事務所として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は建設業ほか各種事業を営んでおり、現在賃借中の事務所が手狭なため、新たに事務所を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック3段及び既存擁壁高さ1mを利用し、雨水については雨水浸透柵及び砂利敷きによる敷地内浸透とし、汚水については合併浄化槽により処理する計画です。申請地は相模湖病院の北東約390mです。

続きまして、收受番号5-1032は、譲受人のQ.E.N.E.S.Tパワー合同会社が、譲渡人が所有する緑区中沢の農地、1筆、958㎡の所有権移転を受け、太陽光発電設備として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、新たに太陽光発電設備を設置するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め鋼板高さ30cm及びフェンスを設置し、雨水については、太陽光パネルの下に雨水受けの溝をつくり、敷地内浸透とする計画です。申請地は市立中沢グラウンドの南東約180mです。

続きまして、收受番号5-1033は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区根小屋の農地、2筆、435㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人は現在、配偶者所有の自宅に居住していますが、転勤のため売却し、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、隣地の既存擁壁を使用するとともに、コンクリートブロック1段から3段を設置し、雨水については敷地内浸透とし、汚水については公共下水道に接続する計画です。申請地は市立根小屋小学校の西約670mです。

收受番号5-1034から5-1040までは、東京電力パワーグリッド株式会社が、送電線用の鉄塔の建設や撤去のため、工事用地として一時転用する事案になります。事案によっては同一内容の事案もありますので、一括して説明させていただきます。

まず、収受番号5 - 1034と5 - 1035は、申請地が近接であり、転用内容が同一のため、一括して説明させていただきます。

収受番号5 - 1034は、貸出人が所有する緑区日連の農地、1筆、580㎡のうち44.76㎡を、収受番号5 - 1035については、貸出人が所有する緑区日連の農地、4筆、453㎡のうち74.78㎡を借受人の東京電力パワーグリッド株式会社が鉄塔の建て替えのため、事前にボーリング調査を行うために一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は18ページ、20ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、借受人は電気事業者で、隣接地の老朽化した鉄塔を建て替えるために、地盤の強度をボーリング調査するため、一時的に転用するものです。転用期間は令和6年11月30日までです。調査を行うための資機材の搬入、搬出は両申請地とも手作業で行うため、特に収受番号5 - 1034については隣接する道路と高低差がありますが、トラックの荷台から直接、手作業で資機材を運ぶため、農地を切り崩すことなどはありません。隣接地への被害防除につきましては、作業範囲は5m四方のため、カラーコーンと侵入防止のための棒を設置し、雨水については、土のままによる敷地内浸透とします。申請地は市立日連診療所の東約900mです。

続きまして、次の事案から5 - 1040までの事案は、リニア中央新幹線の電力供給に関連した工事によるものです。

収受番号5 - 1036から5 - 1038は、転用内容が同一で申請地が同じ字地区のため、一括して説明させていただきます。

収受番号5 - 1036は、貸出人8名が所有する緑区寸沢嵐の農地、11筆、7,017㎡のうち2,658㎡を、5 - 1037は、貸出人2名が所有する緑区寸沢嵐の農地4筆、3,152㎡のうち2,163㎡を、5 - 1038は、貸出人3名が所有する緑区寸沢嵐の農地、4筆、3,697㎡のうち803㎡を借受人の東京電力パワーグリッド株式会社がリニア中央新幹線の電力供給に伴い、鉄塔工事の工事用地として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は22ページ、24ページを御覧ください。農地区分は全て農用地区域内農地です。申請理由としましては、5 - 1036は鉄塔の補強工事のため、5 - 1037は鉄塔建設及び除去工事のため、5 - 1038は鉄塔の除去工事のため、工事用地として一時転用するものです。転用期間は全て令和7年10月31日までです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、各申請地全て出入口部分を除き、周囲をガードフェンス高さ180cmで囲い、一部、傾斜のある申請地には畦波シート高さ30cmで土留めをし、雨水については、5mmから1cm間隔で鉄板を敷き、その隙間から敷地内浸透させる予定です。申請地は神奈川中央交通株式会社津久井営業所の西約1km付近です。

続きまして、収受番号5 - 1039と5 - 1040についても、転用内容が同一で申請地が同じ字地区のため、一括して説明させていただきます。

収受番号5 - 1039は、貸出人5名が所有する緑区三ヶ木の農地、6筆、6,184㎡のうち1,432㎡を、5 - 1040は、貸出人8名が所有する緑区三ヶ木の農地、10筆、13,756㎡のうち2,837㎡を借受人の東京電力パワーグリッド株式会社がリニア中央新幹線の電力供給に伴い、鉄塔工事の工事用地として一時転用す

るための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は26ページを御覧ください。農地区分は農用区域内農地です。申請理由としましては、借受人は電気事業者で、5-1039は鉄塔建設及び除去工事と、これに伴い農道が寸断されるため、仮設道路用地として、5-1040は、鉄塔の除去工事のため、一時転用するものです。転用期間は令和7年10月31日までです。また、5-1039については、新たに建設する鉄塔敷地については、今まで利用権設定されて農地として利用されており、合意解約の手續が間に合わなかったため、来月の事案として許可申請が提出される見込みです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、出入口部分を除き、周囲をガードフェンス高さ180cmで囲い、一部、傾斜がある申請地には畦波シート高さ30cmで土留めをし、雨水については、5mmから1cm間隔で鉄板を敷き、その隙間から敷地内浸透させる予定です。申請地は神奈川中央交通株式会社津久井営業所の西約500m付近です。

以上で説明を終わります。

#### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-4については、中央区担当、小林康史委員、お願いします。

#### **7番（小林委員）**

8月24日に現地を見てまいりました。案内図を見ますと、道路から許可済み地が既にありまして、ここは整地されております。その奥の場所になります。現況、整地されている状態です。また、許可済み地から続いて奥のところですが、そこも資材置場用地として整備して、資材置場として貸す場所になります。周りに畑もなく、両側とも資材置場で、一番奥側は姥川ですので、特に畑等、影響ないと思われれます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

#### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5-1028、5-1034、5-1035については、藤野地区担当、加藤正博委員、お願いします。

#### **3番（加藤委員）**

8月27日に天野委員と一緒に回りました。收受番号5-1028は、きれいに草刈りをして、見えるようになっています。別に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

收受番号5-1034は相模湖教習所の反対側ですけど、左側の鉄棒があるところは今まで野菜の直売所をやっている場所で、先ほど言われましたけど、このまま石垣を崩さないで、そのままユニックで上げるということで、右側の奥に鉄塔がありますけど、そこへ資材を運ぶということです。これも別に問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

收受番号5-1035は、鉄塔が左側にありますけど、この入口のところにある肥料の置場の脇を運ぶということで、運搬車が入るぐらいの幅がありますので、別に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5 - 1029及び5 - 1033については、地区担当が八木拓美委員でございますが、本日、欠席でございます。同委員から報告を受けておりますので報告します。

收受番号5 - 1029については、8月25日に中島推進委員と調査に赴いて、現地は以前までは耕作されておらず、木々がうっそうとしていた土地でした。今回の転用に当たり、伐採、抜根がされ、境界もはっきりしており、周辺住民の住環境改善にもなっているとのことでございます。隣地農地への対策もされており、転用には問題ないとのことございました。

收受番号5 - 1033については、8月25日に長谷川推進委員と調査に行きまして、現地は耕作されておりません。草も生えていましたが、境界ははっきりしています。下水道も整備されています。周辺に農地はなく、転用には問題ないとのことございました。

報告の内容としては、以上のとおりです。

続きまして、收受番号5 - 1030及び5 - 1032については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いいたします。

#### **14番（西東委員）**

收受番号5 - 1030については、落合推進委員と確認してまいりました。この土地は、かつて私も関わった新規就農者が借りて耕作を始めていたんですけれども、3年ほど前、既に残土が入ってしまっていて、境川との関係では、結構、傾斜地になっていました。多分、その傾斜を埋める形で残土を入れたと思うのですが、そういう中で新規就農者の方は始めようとしていて、何作かはやったんですけれども、どうもいいものができていないようでした。既に耕作には不適で困難な土地になっていたのだから、転用としてもやむを得ないもので、問題はないかと思えます。

收受番号5 - 1032につきましても、落合推進委員と確認してまいりました。事務局の説明のとおり、特に問題はないのですけれども、私、前々回の総会の際も中沢地区を担当しており、やはり太陽光の設置が転用の形で、結構、この一帯、少し広がりかけているような状況があるのかと思っています。傾斜地になっているところが多いのですが、太陽光にはそういうのが適切なのか、住宅地も多いので、環境的にはどうということになるのかと思っています、別な角度では、ちょっと考えてみたほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5 - 1031、5 - 1036、5 - 1037及び5 - 1038については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いします。

#### **1番（青木委員）**

收受番号5 - 1031ですけれども、8月24日に現地を確認いたしました。境界線もしっかりしておりまして、別に問題ないと思ったのですけれども、一点、申請者が農業委員会に申請したから許可を得たと勘違いしたらしいです。それで私が見に行ったときに、砂利も敷いてあったし、工事の車も何かやっておりまして、事務局に連絡しましたら、事務局で注意していただいて、28日に確認しました。原状復旧してきれいになっておりますので、ここは問題ないと思えます。

次に、收受番号5 - 1036、東電のほうですけれども、すごく細長くて境界線を見るのも大変だったのですが、ピンクのリボンがしてありまして、境界線もしっかりしておりますので、一時転用ということなので問題ないと思います。

收受番号5 - 1037、こちらは大分広いところございまして、きれいになさっておりますので、別に問題ないと思います。

收受番号5 - 1038は、地目上、農地ということですがけれども、竹やぶになっておりまして、すごいところだなと思ったのですがけれども、境界線のピンクのリボンもしてありまして、大分きれいになっておりますので、別に問題ないと思います。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5 - 1039及び5 - 1040については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いいたします。

#### **6番（大塚委員）**

8月26日に事務局と東電の方と工事を請ける方と1時間くらいずっと、場所の説明をしてもらわないと分からないということで行ってまいりまして、実際、3割くらい作っていない草畑があって、あとはほぼ作っている畑でした。果樹をやっているところを抜けてくるのですが、1年2か月の賃借ということなので、こちらは必ず返していただいたら、また元のように、果樹をやったり、畑として使っていただきたいなと思います。進入路につきましては、砕石とかを使わないで鉄板でやっていくということなので、問題ないと思います。

#### **議長（阿部会長）**

これより質疑に入ります。

#### **17番（藤村委員）**

收受番号5 - 1029は北側には畑が残っているので、説明にあったフェンスについて、どんなものでしょうか。この土地を転用するのはいいとしても、北側の農地に日影ができて不適になるのかならないのかというところが気になるところです。

#### **事務局（伊藤所長）**

北側については、一応、農地としては残っていますが、現在、耕作を全面的にやっているようなところではないです。境界は周囲を2mの鋼板で囲うんですけれども、今回の北側のところについては、境の部分のところからほとんど草が生えているような状態で、現状は耕作地にはなっていないところです。

#### **19番（加藤委員）**

收受番号5 - 1028と5 - 1030ですけれど、それぞれ従業員は何人増えるのかと、廃棄物収集車は何台増えるんですか、そこだけ教えてください。

#### **事務局（伊藤所長）**

5 - 1028につきましては、住宅地図には記載されていないですが、写真の道路の反対側に営業所がありまして、実際、そこで勤務している従業員の車ということで、今回の申請地には11台、車を置きます。現在、この申請地にもかなりの台数の車がとまっていますので、手狭になっているというのが現状です。

5 - 1030については、営業車を23台置きます。こちらについては、ごみ収集の車両ということで、主に2tから4tのトラックを23台分置きます。こちらの事業者

につきましては、隣の町田市のエリア内ですけれども、全部で4か所事業所がありまして、そのうちの2か所に借りている駐車場がありまして、そちらを返すということで、今回、こちらの土地を求めたということですので、既存の駐車場にあった車をこちらに移動させるということが主な理由になります。

以上です。

**議長（阿部会長）**

よろしいでしょうか。

ほかに御発言はございませんか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですね。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第28号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程4議案第28号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程5 議案第29号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程5 議案第29号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、17ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第29号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号6-4及び6-1015は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和6年8月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、18ページを御覧ください。

本議案は、地権者と耕作者との相対で利用権設定をするものです。本庁管内の1件について説明いたします。

整理番号6-4は、経営規模拡大のため、利用権を新規で設定するものです。案内図は28ページを御覧ください。契約期間は5年4か月、件数は1件、1筆、面積は897㎡です。当該農地では露地野菜を栽培していく予定です。

本庁分は以上です。

### 事務局（伊藤所長）

続きまして、整理番号6-1015は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は30ページを御覧ください。契約期間は5年4か月、件数は1件で、2筆、面積は792㎡です。今回の利用権設定農地においては、小麦を栽培していく予定です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第29号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程5 議案第29号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程6 議案第30号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程6議案第30号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、19ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第30号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号6-38から6-41及び6-1007から6-1008は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和6年8月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、20ページから21ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。本庁管内の4件について説明いたします。

このうち、更新分は整理番号6-38及び6-40の2件、3筆、1,754㎡で、耕作者変更に伴う申請です。

新規分は、整理番号6-39及び6-41で、合計2件、3筆、3,596㎡となります。新規分の案内図は31ページから36ページを御覧ください。これら4件は、いずれも露地野菜を栽培する予定です。

なお、整理番号6-39の農地は、全体で1,931㎡あるうち、1,811㎡は今回権利の設定を受ける者が既に借り受けており、残りの120㎡について、追加で権利の設定を受けるものとなっています。利用権の終期も既に借り受けている農地の終期と合わせたものとなっています。

また、整理番号6-41については、旧城山町の農地が含まれておりますが、大島の農地と一括して権利を設定するものとして本庁で受け付けているため、本庁管内の案件として整理しております。

本庁分は以上です。

### 事務局（伊藤所長）

続きまして、整理番号6-1007は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は36ページを御覧ください。契約期間は5年4か月、件数は1件で、2筆、面積は1,033㎡です。今回の利用権設定農地においては、ピーマンを栽培していく予定です。

続きまして、整理番号6-1008は、本農業委員会が令和6年4月3日に新規就農者認定をした農業者が新たに利用権を設定するものです。案内図は38ページを御覧ください。契約期間は20年4か月、件数は1件で5筆、面積は2,759㎡です。今回の利用権設定農地においては、キウイとブドウ、露地野菜を栽培していく予定です。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第30号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程6 議案第30号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程7 議案第31号 「相模原市農業経営基盤の強化の促進に関する基

### 本構想」(案)の意見照会に対する回答について

#### 議長(阿部会長)

続きまして、日程7議案第31号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

#### 事務局(濱端総括副主幹)

それでは、22ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第31号 「相模原市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」(案)の意見照会に対する回答について。農業経営基盤強化促進法施行規則第6条において準用する第2条の規定に基づく相模原市が策定する基本構想案に係る意見照会については、意見なしとする。令和6年8月30日提出。相模原市農業委員会会長。

続きまして、23ページから24ページを御覧ください。

「相模原市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」(案)の意見照会については、相模原市における地域計画の策定方針を定めたことにより、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準を変更する必要等が生じたことにより、令和5年9月に改正した相模原市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更するため、市から意見を求められました。

今回の基本構想(案)に対する回答につきましては、8月20日までに委員の皆様に変更内容を事前に確認していただき、第13回農政運営委員会で検討した結果、意見なしと回答するものです。

なお、この議案について、本日の総会で御同意をいただいた後に、市へ回答を提出いたします。市では、今後、県との協議後に、県からの同意を得て、10月下旬に公告する予定となっております。

以上で説明を終わります。

#### 議長(阿部会長)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

#### 議長(阿部会長)

よろしいですか。

[ はいの声 ]

#### 議長(阿部会長)

それでは、採決をさせていただきます。

議案第31号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程7議案第31号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 報告第 29 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 9 報告第 30 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 10 報告第 31 号 農地所有適格法人の報告について

日程 11 報告第 32 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程 12 報告第 33 号 非農地証明書の発行について

日程 13 報告第 34 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程 14 報告第 35 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 15 報告第 36 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（武信総括副主幹）

特にありません。

議長（阿部会長）

皆様方から御発言はございますでしょうか。

17 番（藤村委員）

36 ページ、この農地所有適格法人は、土地の貸し借りとかを活発にやられていて、購入も何か所がやられていたようですが、売上げを見ると、あまり活発に農業をやられ

ているようには見えませんが、現状はどうですか。

**事務局（武信総括副主幹）**

株式会社明嶺菌の案件につきましては、説明に個人情報なども入る可能性がありますので、全員協議会で説明させていただきます。

**17番（藤村委員）**

はい。

**事務局（武信総括副主幹）**

6月の総会で高度化施設の案件を出したのがこちらの農地所有適格法人になっていきますので、これから伸びるという前提にはなっております。具体的な説明は全員協議会でさせていただきます。

**議長（阿部会長）**

では後ほど、そのような形で対応をお願いします。

ほかに御発言はございませんか。

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、以上で日程8報告第29号から日程15報告第36号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第31回総会は、令和6年10月1日火曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市民会館3階第1大会議室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第30回総会を終了いたします。